

消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示について

1. 指定表示

指定表示とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）及び家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定により付される防災性能を有する旨の表示で、政令で定める基準と同等以上の防災性能を有する旨の表示として消防庁長官が指定したものです。（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の4、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の4第8項）

これまで指定表示として、消防庁告示により次のものが指定されていました。（現行 JIS マークの表示例参照）

① 平成10年消防庁告示第4号

- ・日本工業規格 L4404 に適合する織りじゅうたんであって、防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通商産業省告示第61号に基づき付される難燃表示
- ・日本工業規格 L4405 に適合するタフテッドカーペットであって、防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通商産業省告示第61号に基づき付される難燃表示

② 平成13年消防庁告示第3号

- ・日本工業規格 L4406 に適合するタイルカーペットであって、防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通商産業省告示第61号に基づき付される難燃表示

2. 改正概要

本年3月、日本工業規格 A5705 ビニル系床材及び日本工業規格 A1454 高分子系張り床材試験方法が改正され、ビニル系床材の防災性能の基準及びその試験方法について、消防法令上のものと同等のものが規定されました。

このため、日本工業規格 A5705 に適合するビニル系床材のうち、置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルであって、防災対象物品の材料に使用されるものに付される表示を新たに指定表示として指定したものです。（現行 JIS マークの表示例参照）

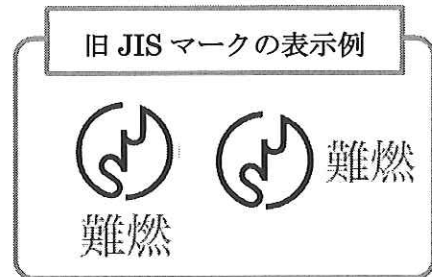
現行 JIS マークの表示例



「JIS マーク」と「難燃」が表示されます。

なお、ビニル系床材については、「JIS マーク」と「難燃」の位置関係の表示例が規定されていないため、左記以外の位置関係で表示される場合もあります。

本告示の制定に併せて、平成10年消防庁告示第4号及び平成13年消防庁告示第3号を廃止し、織りじゅうたん、タフテッドカーペット、タイルカーペットを本告示でとりまとめて指定するとともに、法令の改廃に伴う規定の整備を行っていますが、現にこれらに付されていた従来の表示（旧 JIS マークも含む）は引き続き指定表示としての効力を有しており、また、織りじゅうたん、タフテッドカーペット、タイルカーペットに係る指定表示の運用についても変更はありません。



日本工業規格 A5705 ビニル系床材には、接着形と置敷き形が規定されていますが、本告示では、置敷き形に限り指定表示として指定しています。

これは、ビニル系床材は規則第4条の3第2項第6号の合成樹脂製床シートに該当しますが、従来から合成樹脂製床シートで床にのり付けされた接着形は床そのものとして防災規制の対象外と運用しているためです。

従来の織りじゅうたん、タフテッドカーペット、タイルカーペットの指定表示が、防災対象物品の材料に使用されるものに付されているのと同様に、今般追加のビニル系床材の指定表示についても、防災対象物品の材料に使用されるものに付されます。

防災防火対象物の関係者は、指定表示が付されている材料からじゅうたん等の防災対象物品を作製させたときは、防災物品ごとに必要な事項を明らかにし、又は防災表示を付することができる者に防災表示を付させる必要があります（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第5項、規則第4条の4第9項）。

なお、関係者自らが敷き込み等を行った場合は、防災表示をしなくてもさしつかえありませんが、規則第4条の4第9項に準じて、防災物品である旨を明らかにしておくよう指導することが考えられます。

